居宅介護支援重要事項説明書

**１**.当事業所が提供するサービスについての相談窓口

　　ケアサービスきりん青砥　電話：03-6662-9448（午前9：00～午後6：00）　担当　小松原　薫

**２**.会社の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 株式会社リガード　　　　代表取締役　小松原　薫 |
| 事業所名 | ケアサービスきりん青砥 |
| 指定事業所番号 | 1372205193 |
| 所在地 | 東京都葛飾区青戸4-21-6 |
| サービス提供地域 | 葛飾区　足立区 |
| 同一事業所内での他事業 | 訪問介護　葛飾区総合事業 |

**３**.事業所の職員体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
| 管理者 | 介護支援専門員 | １ 名（兼務） |  | １名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | ２ 名（兼務・専任） | 1名（専任） | ３名 |
| 事務員 |  |  | 1名（専任） | 1名 |

**４**.サービスの提供時間

月曜～金曜　9：00～18：00（土日祝日及び、12/29～1/4は休み）

**５**.居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

①利用者やその家族と面会させていただき、ご本人の心身の状況やご家族のご希望などを伺います。その後、解決すべき問題点などを課題分析します。

②ご希望や問題点を分析した後、サービス事業者に関する情報などを踏まえ計画原案を作成します。

サービス事業者の選定に際しては、一定の事業所に偏ることなく料金や特徴を説明し複数の事業所の情報提供をします。提供された情報や資料を基に利用者やそのご家族様に事業所を選定していただきます。

③ケアマネジャーが中心となりサービス事業者、利用者やその家族に参加いただき、話し合い（サービス担当者会議）を行います。その際利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。その際個人情報の取扱いについては別紙個人情報の同意書の内容に準じます。

④話し合いの内容を踏まえ、サービス計画、目標、サービスの種類、内容、料金などが組み込まれた「居宅サービス計画書」が作成されます。

⑤ケアマネジャーが「居宅サービス計画書」の内容を説明します。内容が利用者やその家族の意向にそっているか確認させていただきます。同意をいただいた後、計画に盛り込まれたサービスがスタートします。同意の意思確認方法に関しては署名押印の他に電磁的な対応（メール等の文書）も可能です。その場合事業所所定のメールフォーム等に入力返信していただきます。

⑥公正中立性を確保するため、サービス開始時及びそれ以降6か月毎に作成したケアプランにおける訪問介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業所によって提供された割合について説明を行います。

**６**.利用料金…別紙「料金表」のとおり

ケアプラン作成料について、要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなった場合、１月あたり要介護度に応じて次の通り料金をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日区役所の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

**７**.交通費

葛飾区、足立区にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が伺うための交通費実費（公共の交通機関利用）が必要となります。

**８**.解約料

（請求しない場合）　解約ご希望の７日前までに解約のご連絡を頂いた場合一切料金はかかりません。

（請求する場合）　お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合。 | 別紙料金表の実費 |
| 保険者（区）へ「給付管理票」を提出したあとに解約した場合 | 料金は一切かかりません。 |

**９**.サービスの利用方法

①重要事項の説明後契約の締結、個人情報利用に際する同意をいただいた後、サービス提供を開始します。居宅介護計画作成に当たっては利用者やその家族は介護支援専門員に対して複数の指定居宅介護サービス事業所の紹介を求めることができます。又居宅サービス計画原案に位置付けた事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

②当社の都合でサービスを終了する場合…人員不足等やむを得ない事由によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了１か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了…以下の場合は、双方の同意文書がなくても、自動的にサービスを終了します。

　・介護保険施設等に入所した場合

　・要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

　・被保険者資格を喪失された場合、及び亡くなられた場合。

　・３か月以上介護保険サービスの利用がない場合

④その他

・利用者やその家族が当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

10.　秘密の保持

当社の介護支援専門員及び職員はサービス提供を行う上で知り得た利用者やその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11.　事故発生時の対応

事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者のご家族に連絡を取り必要な措置を講じます。又、区市町村、保険者へ速やかに連絡、報告を行います。又、賠償すべき事故が発生した場合も損害賠償を速やかに行います。

12.　当社の運営方針

①当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した生活ができるよう利用者の立場に立って援助を行います。

②利用者の意思及び人格を尊重し、利用者やその家族の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。

③関係区、地域包括支援センター、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

13.　サービス内容に関する苦情窓口

サービスのご利用にあたり、苦情をお伺いした際は速やかに、電話またはご自宅に伺い、事実確認したうえで、直ちに事業所内で検討し速やかな解決策を講じ再発防止に努めます。又この内容について記録し２年間保存します。

ご利用者やその家族からの苦情は下記の窓口にて対応いたします。

　　　機関名　　　　　　　　　　　電話対応可能時間　　　　　　　電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ケアサービスきりん青砥：  小松原　薫 | 9：00～18：00（土日祝年末年始を除く） | ０３－６６６２－９４４８ |
| 葛飾区役所介護保険課 | 8：30～17：00（土日祝年末年始を除く） | ０３－３６９５－１１１１（代表） |
| 足立区役所介護保険課 | 9：00～17：00（土日祝年末年始を除く） | ０３－３８８０－５１１１ |
| 東京都国保連 | 9：00～17：00（土日祝年末年始を除く） | ０３－６２３８－０１７７ |

14.　医療機関との連携促進

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、利用者は担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関、かかりつけ医等に提供するようご協力いただきます。

　利用者が医療機関に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していたサービス等の情報を医療機関と共有することで、退院への円滑な支援に努めます。退院退所時には、円滑な退院在宅復帰に向けて、ケアマネージャーが医療機関等からの聞き取りや退院調整会議等への参加等入院時の状況等について情報共有することがあります。

医療系サービス（訪問看護や通所リハ等）を希望する場合、その他必要な場合には、ケアマネージャーが主治医意見を求め、医師に対して当該居宅サービス計画書を交付いたします。

上記の重要な事項の説明を行いました。

令和　　年　　　月　　　日

＜事業者＞

　　所在地　　　東京都葛飾区青戸4-21-6

　　会社名　　　株式会社リガード　ケアサービスきりん青砥（葛飾区指定事業者番号1372205193）

　　代表取締役　小松原　薫

　　説明者　　　介護支援専門員　　　氏名

　　担当者　　　介護支援専門員　　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から居宅介護支援についての重要事項および別紙料金表の説明を受け、同意し交付を受けました。

＜利用者＞

　　　住所

　　　　 氏名

＜代理人＞

　　　住所

　　　氏名

別紙１

　　　　　　　　　　　　　料金表　　　　　　　　　（令和3年4月1日　改正）

* 居宅介護支援費（Ⅱ）　　　　　　　　　　　介護度　　　　　　　　　利用者負担額/月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居宅介護支援費（ⅰ）  （取扱件数45件未満） | 要介護　１・２ | 月　12,266円 |
| 要介護　３・４・５ | 月　15,937円 |
| 居宅介護支援費　（ⅱ）  （取扱件数45件以上60件未満部分のみ） | 要介護　１・２ | 月　　6,144円 |
| 要介護　３・４・５ | 月　　7,957円 |
| 居宅介護支援費　（ⅲ）  （取扱件数60件以上の部分のみ） | 要介護　１・２ | 月　　3,682円 |
| 要介護　３・４・５ | 月　　4,765円 |

初回加算　　　　　　　　　3,420円

　（算定要件）

　　①　新規に居宅サービス計画を作成する場合

　　②　要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

　　③　要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,280円

（算定要件）

入院後３日以内に情報提供（提供方法は問わない）

入院時情報連携加算（Ⅱ）　　1,140円

（算定要件）

入院後７日以内に情報提供（提供方法は問わない）

退院・退所加算　　連携１回　カンファレンス参加無5,130円　参加有　6,840円

　　　　　　　　　　　　連携２回　カンファレンス参加無6,840円　参加有　8,550円

　　　　　　　　　　　　連携３回　カンファレンス参加無6,840円　参加有　10,260円

（算定要件）

　医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携３回」を算定できるのは、そのうち１回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※入院又は入所期間中につき１回を限度。また初回加算との同時算定不可。

ターミナルケアマネジメント加算　　4,560円

（算定要件）

・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備

・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し

主治医の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施

・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った

　取り組みを行う。

緊急時等居宅カンファレンス加算　　　2,280円

（算定要件）

病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月に2回を限度として算定可能。

通院時情報連携加算　　　　570円

（算定要件）

利用者が医師の診察を受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師などから利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、ひと月に１回を限度として算定可能。

　看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

　（算定要件）

　　居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合基本報酬の算定可能。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

　新型コロナウイルス感染症対策評価として2021年9月末までの間。基本報酬に0.1％上乗せする

※利用料については滞納等のない限り（重要事項説明書６参照）原則として利用者負担はない。